

本 編

1 指定事業所・特定工場

1 指定事業所・特定工場

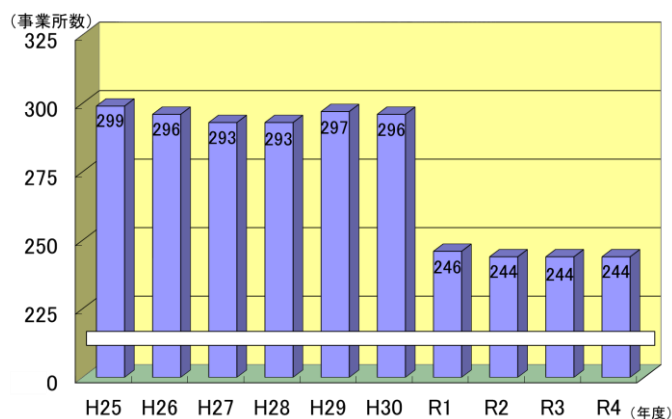
「指定事業所」とは、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に定める指定施設（公害を生じさせるおそれがある施設）を、県知事の許可を受けて設置した事業所のことです。令和4年度末の市内の指定事業所は244社です。令和元年度に事業所数が大幅に減少しているのは、営業実態のない事業所等の整理を行ったことによります。

「特定工場」とは、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく届出を必要とする特定施設を所有する工場のことです。令和4年度末の市内の「騒音規制法」の特定工場は219社、「振動規制法」の特定工場は180社です。

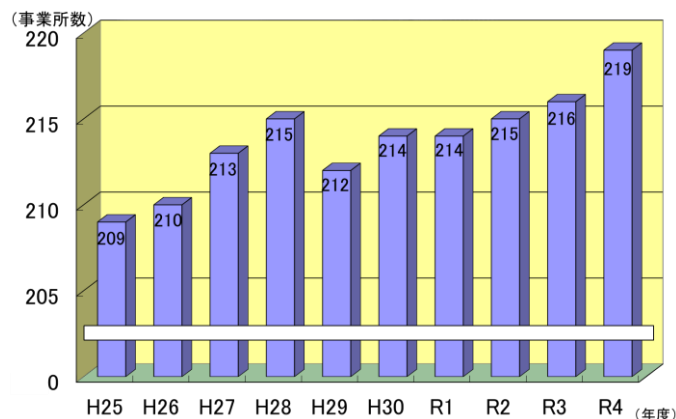
市内には、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の指定事業所や、「騒音規制法」及び「振動規制法」の特定工場以外に、「水質汚濁防止法」、「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に係る特定工場もあります。

こうした公害関係法令の該当の有無については、施設等の種類や使用形態などによって判断されるため、施設の設置や廃止を行う場合は、適宜確認することが必要です。

◆ 指定事業所数経年推移



◆ 騒音規制法特定工場数経年推移



◆ 振動規制法特定工場数経年推移

